



ひとりぼっちだと感じる孤独、人とのつながりが少ない孤立、  
こうした感情や状態を、あなただけのものと見ていませんか？

もう、ひとりで悩まない、  
みんなで支え合う社会へ

# 伊勢市における「孤独・孤立対策」 ～働きづらさを抱えた人への支援～

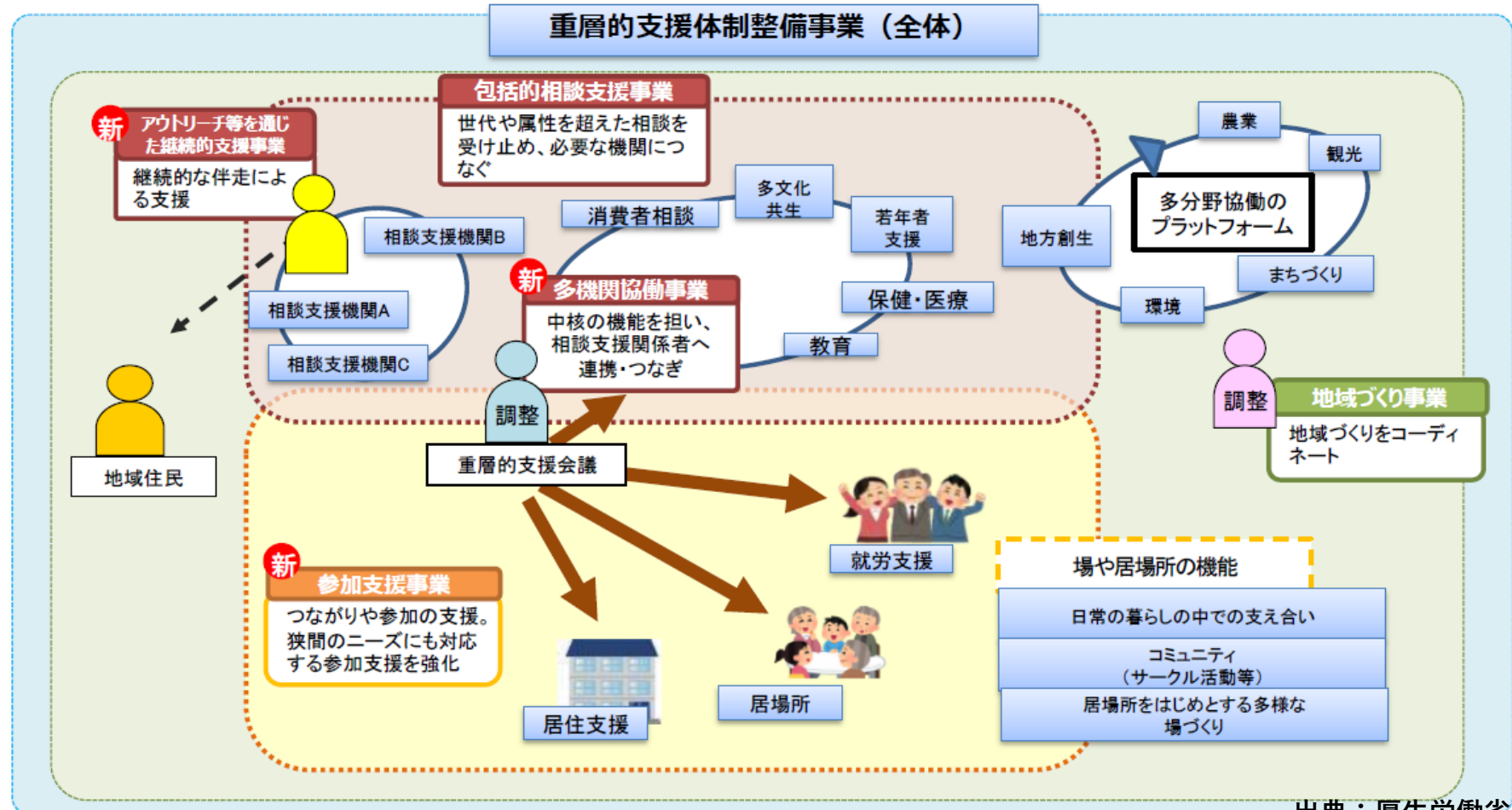
令和7年4月7日(月)

三重県 伊勢市役所

健康福祉部 福祉総合支援センター

# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



# 伊勢市多分野協働プラットフォーム(働きづらさを抱えた人への支援)の全体イメージ ①

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進にあたっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての「地方版孤・独孤立対策官民連携プラットフォーム」を構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する「孤独・孤立対策地域協議会」を置くよう努めることとされている。

また、その際は、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要とされている。

## 伊勢市多分野協働プラットフォーム (地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム)

関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。

孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。

### 地方公共団体 (行政機関の各部署)

- ・企画広報部門
- ・デジタル部門
- ・経済振興部門
- ・教育部門
- ・環境部門
- ・農林水産部門
- ・まちづくり部門
- ・住宅部門
- ・交通部門
- ・福祉部門

部局を横断する  
庁内連携体制の構築

### 当事者支援団体

- ・障がい事業所
- ・就労支援団体
- ・NPO法人
- ・社会福祉協議会

### 地域住民・団体

- ・自治会
- ・民生委員児童委員

### 民間企業

- ・商工会議所

### その他関係団体

- ・ハローワーク
- ・農業協同組合

### 伊勢市ふくし総合支援会議 (孤独・孤立対策地域協議会)



当事者支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する。

※重層的支援体制整備事業における「支援会議」に本協議会の機能を付与

※重層的支援体制整備事業における「支援会議」に生活困窮者自立支援法における「支援会議」の機能を付与（R7.4.1～）

## 伊勢市多分野協働プラットフォーム(働きづらさを抱えた人への支援)の全体イメージ ②

長引くコロナ禍は、孤独・孤立の問題の顕在化、深刻化の原因の一つとなりました。今後、物価高騰の影響も加わり、生活困窮などで不安や悩みを抱える人、悩みが深刻化する人が増える恐れがあり、孤独・孤立に悩む人に対するきめ細かな対応の強化が喫緊の課題です。

支援を必要とする人に、迅速に支援を届けるためには、福祉分野だけに限らず、様々な関係機関と連携を深める必要があることから、国は「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を実施し、伊勢市は令和4年度取組団体として採択されました。

伊勢市では「多分野協働プラットフォーム」を設立し、福祉分野をはじめ、雇用、産業、農業等の幅広い分野と連携・協働しながら、孤独・孤立による「働きづらさを抱えた人」への様々な支援について継続的に検討していきます。

### 実態把握・分析、情報整理・共有、各課(機関)の連携・協働の検討



### 周知・啓発

- ・市民への周知(相談窓口・支援内容・協力企業紹介等)
- ・関係機関・企業への周知(周知啓発・協力依頼等)
- ※リスト作成、SNS等の充実、市・関係機関の取組発信など

### 社会参加

- ・気軽に集まることができる地域の居場所の充実
- ※居場所づくり、地域活動への参加、ボランティア参加など

### 就労支援

- ・一人ひとりに合わせたオーダーメイド支援
- ※職場見学、就労体験、中間的就労、短時間雇用など



協働



検討

分野横断的な庁内外協働の新たな支援策の創出



## 「働きづらさを抱えた人」のイメージ

様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人が、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加することにより、全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すことが重要です。

### ＜働きづらさを抱えた人のイメージ＞

1. 働きづらさを抱えていることが客観的に明らかであり、何らかの既存の支援制度がある人（新たに支援制度を創出する必要がある場合を含む）
2. 働きづらさを抱えていると思われるが、性格や精神状態などに起因する働きづらさがあり、それが外部から分かりづらい人
3. 本人の意欲や能力に起因する働きづらさはないが、勤務時間の制約や、勤務に一定の配慮が必要など、希望する働き方と現在の労働条件が合わないため、働くことができていない人

#### 「1」で想定される人物像

- 障がいがある人
- ひきこもり状態の人
- 触法歴・執行猶予中の人

#### 「2」で想定される人物像

- 障がいの疑いがある人
- コミュニケーションが苦手な人
- 自分に自信が持てない人
- 就労をしたことがない人
- 就労のブランクがある人
- 就労しても長続きしない人

#### 「3」で想定される人物像

- 病気等で配慮がいる人
- 時間の制約で長時間働けない人
- 子育て中で配慮がいる人
- 介護中で配慮がいる人
- 就職氷河期世代の人
- 外国の人

# 伊勢市における「周知・啓発」の取組 ①

市内のコンビニエンスストアの個室トイレ、商業施設の掲示板などに「福祉の相談窓口一覧表」を掲示を依頼。今後はドラッグストアにも掲示を依頼する予定。様々な場所に掲示し、相談のきっかけづくりを増やしたい。

## コンビニエンスストア(合計52店舗)

- ・ファミリーマート 27店舗
- ・ローソン 10店舗
- ・ミニストップ 7店舗
- ・セブンイレブン 8店舗

## スーパー・商業施設(合計21店舗)

- ・ぎゅーとら 8店舗
- ・ベリー 3店舗
- ・バロー 2店舗
- ・プライスカット 2店舗
- ・ドン・キホーテ 2店舗
- ・トライアル 1店舗
- ・コープ 1店舗
- ・イオン 2店舗

## 自治会・まちづくり協議会

- ・ふじが丘自治会
- ・藤里団地自治会
- ・宮山まちづくりの会



ひとりで悩まず

# お気軽にご相談ください

### 福祉総合支援センター よりそい

#### 福祉のまるごと相談

(高齢・障がい・子ども・いじめ・女性相談など)

電話

総合相談 (0596) 21-5583

子ども・女性 (0596) 21-5709

受付

月曜 8時30分～19時00分

火～金曜 8時30分～17時15分

(土・日・祝日・年末年始は休み)

場所

健康福祉ステーション 7 階

(宮後 1-1-35 MiraISE 内)

メール

総合相談 fukushi-sougou@city.ise.mie.jp

子ども・女性 k-katei@city.ise.mie.jp

LINE



### ひきこもり地域支援センター つむぎ

#### ひきこもりに関する相談

(ひきこもりご本人・ご家族の相談など)

電話

(0596) 63-5670

受付

月～金曜 8時30分～17時15分

(土・日・祝日・年末年始は休み)

場所

福祉健康センター 2 階

(八日市場町 13-1 伊勢市社会福祉協議会内)

メール

ise-hk.center@mie.email.ne.jp

LINE

ひきこもり LINE 相談

(生活サポートセンターあゆみを

選択してください)



### 生活サポートセンター あゆみ

#### 生活の困りごと相談

(生活困窮・住居確保給付金の相談など)

電話

(0596) 63-5224

受付

月～金曜 8時30分～17時15分

(土・日・祝日・年末年始は休み)

場所

福祉健康センター 2 階

(八日市場町 13-1 伊勢市社会福祉協議会内)

メール

ise-cswsp@mie.email.ne.jp

LINE

生活上の困りごと LINE 相談

(生活サポートセンターあゆみを

選択してください)



### 伊勢市 LINE 公式アカウントのご紹介

ごみの分別・収集情報、健康づくりに関する情報など  
皆様の生活に役立つ情報を随時配信しています！



問題解決に向けた初めの一步

お困りごと・悩みごとをお聞かせください



©2008 伊勢市

## 伊勢市における「周知・啓発」の取組 ②

令和4年度の「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を活用し、支援を求める声を上げやすい社会とすることを目的に作成。

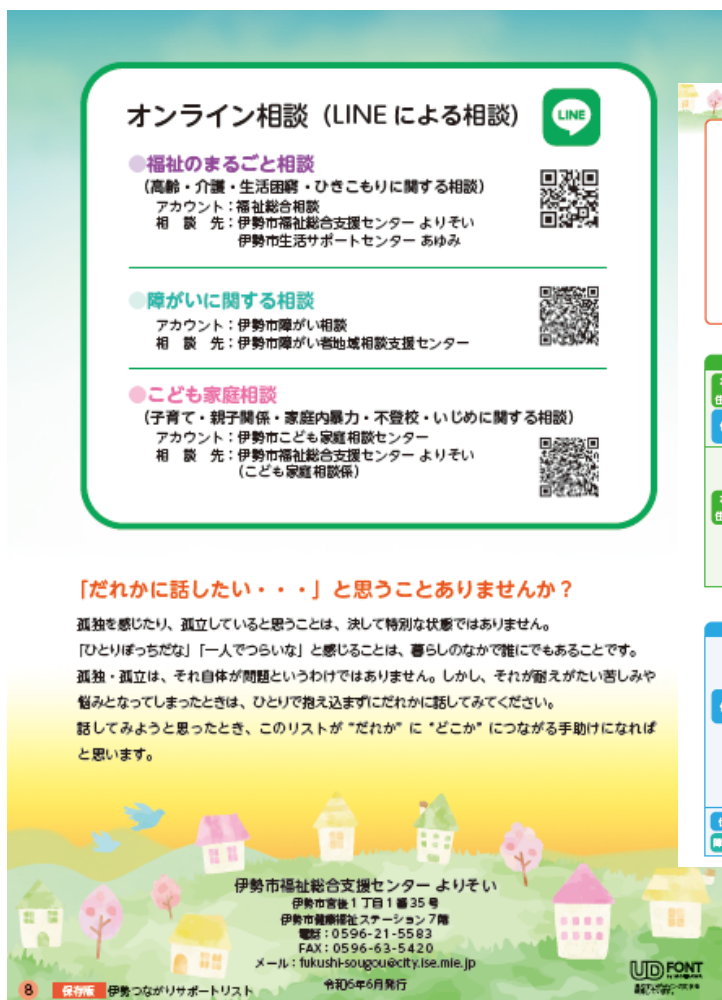
広報いせと併せて全戸配布した（55,000部）。



**伊勢市健康福祉ステーション**  
（場所：伊勢市宮後1丁目1番35号 MiraiSE 5階～7階）

- ・保健福祉の総合相談支援拠点です。
- ・心配ごとや困りごとについてご相談ください。

このリストは「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」で作成しました。



**オンライン相談（LINEによる相談）**

●福祉のまるごと相談  
（高齢・介護・生活困窮・ひきこもりに関する相談）  
アカウント：福祉総合相談  
相談先：伊勢市福祉総合支援センター よりそい  
伊勢市生活サポートセンター あゆみ

●障がいに関する相談  
アカウント：伊勢市障がい相談  
相談先：伊勢市障がい者地域相談支援センター

●子ども家庭相談  
（子育て・親子関係・家庭内暴力・不登校・いじめに関する相談）  
アカウント：伊勢市子ども家庭相談センター  
相談先：伊勢市福祉総合支援センター よりそい  
（子ども家庭相談係）

「だれかに話したい・・・」と思うことはありませんか？  
孤独を感じたり、孤立していると思うことは、決して特別な状態ではありません。  
「ひとりぼっちだな」「一人づついな」と感じることは、暮らしのなかで誰にでもあることです。  
孤独・孤立は、それ自身が問題というわけではありません。しかし、それが耐えがたい苦しみや  
悩みとなってしまったときは、ひとりで抱え込まずにだれかに話してみてください。  
話してみようと思ったとき、このリストが「だれか」に「どこか」につながる手助けになれば  
と思います。

伊勢市福祉総合支援センター よりそい  
伊勢市宮後1丁目1番35号  
伊勢市健康福祉ステーション7階  
電話：0596-63-5583  
FAX：0596-63-5420  
メール：fukushi-sougou@city.ise.mie.jp

**【リストの使い方】**  
伊勢市にお住まいの方が利用できる相談機関を、内容ごとに一覧にまとめました。  
相談分野をマークで示しています。相談先をさがすときの参考にしてください。

お金・住まい → お金・住まい 仕事 → 仕事 子ども・子育て → 子ども・子育て 学校・教育 → 学校・教育  
健康 → 健康 高齢・介護 → 高齢・介護 障がい → 障がい 人間関係・その他 → 人間関係・その他

受付日時は、特に記載がない場合、曜日・年末年始は休みです。  
予約のマークのある相談先へは事前に電話予約が必要です。  
どこに相談したらよいかわかったら 伊勢市福祉総合支援センター よりそいへ。

**お金・住まい**

| 相談内容          | 相談先                                                | 受付日時                                  | 相談先所在地                                          |
|---------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 経済的困窮に関する相談   | 伊勢市生活サポートセンター「あゆみ」<br>☎0596-63-5224                | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:15                 | 伊勢市八日市南13-1<br>伊勢市社会福祉協議会<br>伊勢市福祉総合支援センター2階    |
| 生活保護の相談       | 伊勢市生活支援課<br>☎0596-21-5556                          | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:15                 | 伊勢市宮後1-7-29<br>伊勢市社会福祉協議会<br>伊勢市福祉総合支援センター3階    |
| 生活保護に関する相談    | 伊勢市生活支援課<br>☎0596-21-5556                          | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:15                 | 伊勢市宮後1-7-29<br>伊勢市社会福祉協議会<br>伊勢市福祉総合支援センター3階    |
| 消費生活に関する相談    | 伊勢市消費生活センター<br>☎0596-21-5717                       | 月曜日～金曜日<br>9:00～12:00、<br>13:00～16:00 | 伊勢市宮後1-7-29<br>伊勢市社会福祉協議会<br>伊勢市福祉総合支援センター3階    |
| 市営住宅の相談に関する相談 | 伊勢市住宅政策課<br>市営住宅 ☎0596-21-5596<br>空家 ☎0596-21-5597 | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:15                 | 伊勢市宮後1-7-29<br>伊勢市社会福祉協議会<br>伊勢市福祉総合支援センター401号室 |

**仕事**

| 相談内容                                          | 相談先                                       | 受付日時                                              | 相談先所在地                                          |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 仕事探しに関する相談                                    | ハローワーク伊勢<br>(伊勢市公共職業安定所)<br>☎0596-27-8609 | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:15                             | 伊勢市宮後1-1-35<br>MiraiSE 8階                       |
| 働くことや自立に不安や悩みを<br>抱えている人に関する相談<br>(15歳～49歳まで) | いせ若者就業サポート<br>ステーション<br>☎0596-63-6603     | 月・火・木・土曜日<br>9:00～18:00<br>※月曜日のみの場合は<br>平日の休日も休み | 伊勢市宮後1-2-29<br>いせ若者就業サポートステーション<br>(シアタープラザ) 1階 |
| 働きづめを感えた人の気分<br>を元に戻す相談(年齢不問)                 | いせ若者就業サポート<br>ステーション<br>☎0596-65-6114     | 月・火・木・金曜日<br>10:00～16:00                          | 伊勢市宮後1-3<br>河田ビル2階                              |
| 働きづめを感えた人の気分<br>を元に戻す相談(年齢不問)                 | 伊勢市福祉総合支援センター<br>よりそい<br>☎0596-21-5715    | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:15<br>(月曜日は19:00)              | 伊勢市宮後1-1-35<br>伊勢市健康福祉ステーション7階                  |
| 障がい・難病の人に関する<br>相談                            | 障がい・難病・生活支援センター<br>(i-ic) ☎0596-65-7178   | 月曜日～金曜日<br>9:00～17:00                             | 伊勢市宮後1丁目13-5                                    |



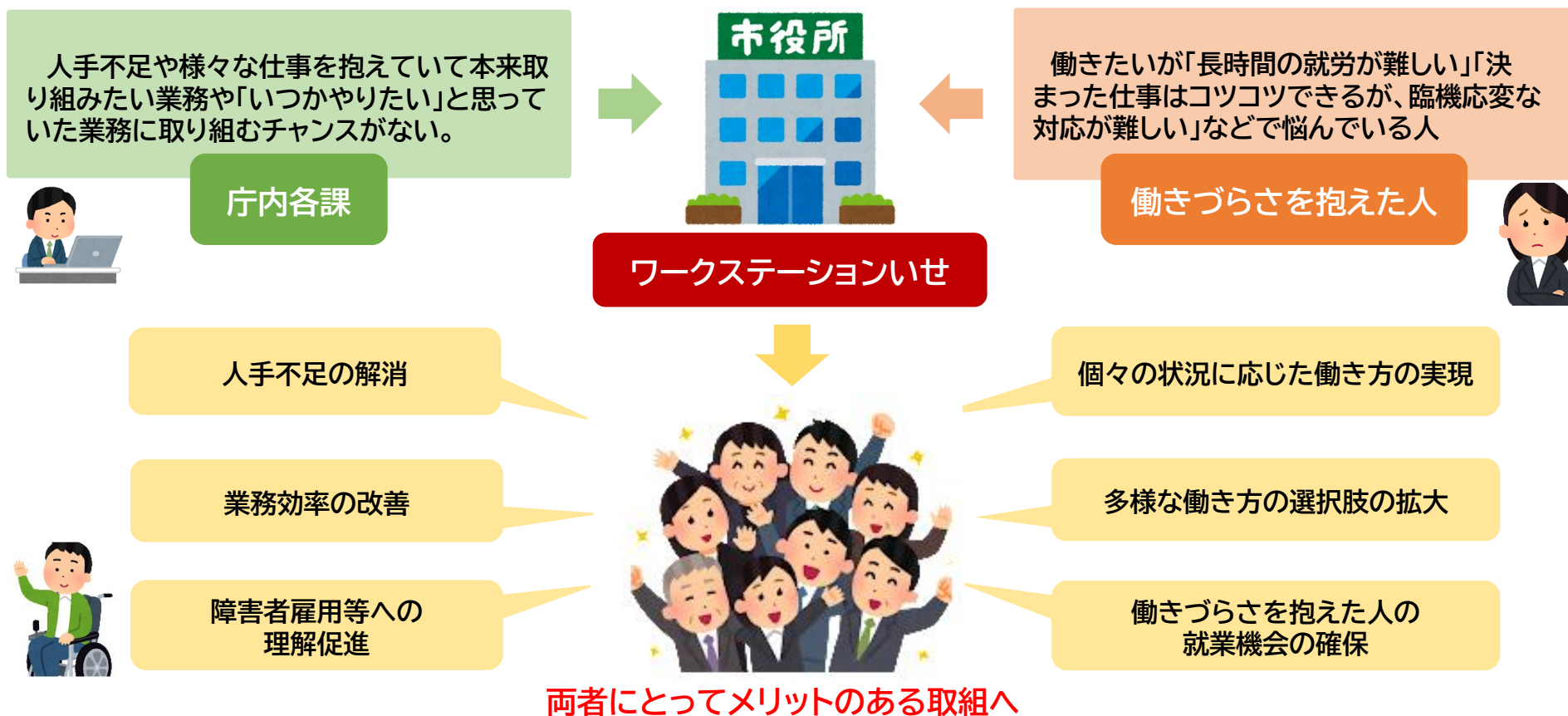
## <伊勢市役所での雇用>「ワークステーションいせ」のイメージ

市役所内における業務効率の改善・多様な働き方の理解促進と働きづらさを抱えた人の就業機会の拡大を目的として、令和6年度に「ワークステーションいせ」(働く場)を市役所内に設置した。

働きづらさを抱えた人を会計年度任用職員で採用し、個々の状況に応じた「勤務日数・勤務時間」で、各課からの依頼業務(各課が「業務の切り出し」をしたもの)を実施する。(※面接までに支援機関による就労支援を経由する場合あり)

各課からの業務をとりまとめる職員のほかに、専門職(保健師)の配置等、働きづらさを抱えた人に対する業務面・精神面の両方に配慮できる職員体制を構築する。

最終的には、様々な業務経験を経て一般企業(一般雇用・障害者雇用・短時間雇用等)への就労を目指す。





## <伊勢市役所での雇用>「ワークステーションいせ」の取組状況について

令和6年5月下旬「ワークステーションいせ(市役所における短時間雇用)」の募集を開始。

令和7年3月末時点で、会計年度任用職員として14名を採用。

ひきこもり状態から徐々に社会参加し、就労体験を経て採用に至った方や、5年以上一步を踏み出せず、求職活動が中々できなかった方など、制度の狭間で公的サービスを受けることが難しい方を採用している。

また「就労継続支援B型事業所(障がい福祉サービス)」と「ワークステーションいせ」の併用を条件付きで認め、障害者雇用率の算定対象にならない方(週10時間未満)を中心に支援している。



【作業内容(成果品)】

- ・チラシ等の封入
- ・封筒の印付け

